

議案第82号

戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

戸田市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「100,000円」を「140,000円」に、「160,000円」を「230,000円」に、「400,000円」を「480,000円」に、「1,300,000円」を「1,590,000円」に、「2,200,000円」を「2,690,000円」に、「5,500,000円」を「7,020,000円」に、「10,430,000円」を「13,630,000円」に、「22,600,000円」を「26,340,000円」に改める。

第23条第1項第1号の表中「340円」を「450円」に、「620円」を「830円」に、「840円」を「1,130円」に、「2,200円」を「2,950円」に、「5,700円」を「7,630円」に、「10,500円」を「14,040円」に、「20,700円」を「27,680円」に、「57,700円」を「77,160円」に改め、同項第2号の表中「45円」を「60円」に、「80円」を「105円」に、「120円」を「160円」に、「160円」を「215円」に、「200円」を「265円」に、「260円」を「355円」に改め、同条第2項第1号の表中「340円」を「450円」に、「620円」を「830円」に、「840円」を「1,130円」に、「2,200円」を「2,950円」に、「5,700円」を「7,630円」に、「10,500円」を「14,040円」に、「20,700円」を「27,680円」に、「57,700円」を「77,160円」に改め、同項第2号の表中「55円」を「75円」に、「80円」を「105円」に改め、同条第3項中「260円」を「350円」に改め、同条第4項中「340円」を「450円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の戸田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の申込みをしたものから適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の申込みがされており、かつ、令和7年9月30日までの間に当該申込みによる給水装置工事が

しゅん工した場合は、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条の規定にかかわらず、施行日前に給水の申込みがされており、かつ、施行日以後最初の計量において使用水量が1立方メートル以上である場合は、当該計量により料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

令和6年8月27日提出

戸田市長 菅原文仁

議決第 112 号

令和6年9月25日原案可決

埼玉県戸田市議会議長 石川清明

上記は謄本である

令和7年1月9日

埼玉県戸田市議会議長 石川清明



委員会提出議案第 8 号

市長提出議案第 8 2 号 戸田市水道事業給水条例の一部を改正する 条例に対する附帯決議

本案については、水道料金の改定に係る改定率の設定において、戸田市上下水道事業経営審議会からの答申における本則である 61.20% に対し、市民生活における物価高騰等に伴う家計負担の増加等を考慮し、段階的な水道料金の引き上げによる激変緩和措置を講じた上での改定を実施するとしたことに伴い、33.66%の改定率が採用されたところである。

また、本年 1 月に発生した能登半島地震における水道施設の被災状況を鑑み、施設の耐震化が極めて重要であり、防災の観点から早急に対策を進めることが必要ではあるが、その財源について将来世代に担わせることは、世代間負担の公平性が確保されないこととなり回避しなければならないところである。

水は命に直結する資源であり、その確保・維持については、あらゆる角度から取り組むべきものとする。

戸田市議会は、戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に当たって、下記の事項に十分留意の上、今後における水道事業の健全かつ効率的な事業運営、及び施設整備に努めることを強く求める。

記

1. 水道事業運営の現状及び今後の見通しについては、水道利用者に対する周知及び説明を懇切丁寧に実施し、適正な水道料金の設定等に係る理解が得られるように努めること。
2. 財政計画・事業計画等に基づき、老朽化の状況等を踏まえた水道施設の効率的な更新等を図ること。
3. 令和 10 年度以降の水道料金の改定に当たっては、緩やかな改定率となるよう、財源の確保を図ること。
4. 水の魅力が市の魅力となっていた歴史を踏まえ、今後の水道事業施策を行うこと。
5. 水道事業に係る所管が厚生労働省から国土交通省に移管されたことを踏まえ、国庫補助制度等に係る情報収集及びその活用に努めること。

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

埼玉県戸田市議会

議決第 1 1 3 号

令和 6 年 9 月 2 5 日 原案可決
埼玉県戸田市議会議長 石 川 清 明

上記は謄本である

令和 6 年 1 0 月 3 日
埼玉県戸田市議会議長 石 川 清 明

